

2024年度（第91回）
関西アマチュアゴルフ選手権 決勝競技

期 日 2024年5月28日～31日
場 所 加古川ゴルフ倶楽部

一般社団法人 関西ゴルフ連盟

ローカルルール

1. アウトオブバウンズは白杭および白点のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。ただし、現にプレーするホールの白杭を結ぶ線を越えて他のホールに止まった球はアウトオブバウンズの球とみなす。
2. 修理地は白線によってその縁を定める。
3. レッドペナルティーエリアは赤杭または赤線によってその縁を定める。線と杭が併用されている場合は線がその縁を定める。9番ホールの片側だけ定められているレッドペナルティーエリアは無限に及ぶ。
4. ジェネラルエリアにある排水溝はジェネラルエリアにある動かさない障害物とする。
5. 電磁誘導カート用の2本のレールは、その2本のレールの全幅をもって1つのカート道路とみなす。
6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
7. 樹木に密着させてある巻物等は不可分なものとする。
8. 2番、3番、6番、16番ホールをプレー中に、プレーヤーの球が送電線に当たったことが分かっている、または事実上確実な場合、プレーヤーは元の球か別の球をそのストロークを行った箇所からプレーすることにより、そのストロークを再プレーしなければならない(規則 14.6 参照)。プレーヤーがそのストロークを再プレーしたが、誤所からプレーした場合、プレーヤーは規則 14.7 に基づいて一般の罰を受ける。プレーヤーがそのストロークを再プレーしなかった場合、プレーヤーは一般の罰を受け、そのストロークをカウントするが、誤所からプレーしたことにはならない。
9. 規則 16.1 に基づいて救済を受ける場合、防球ネットの上、中、下を通さずに完全な救済のニヤレストポイントを決めなければならない。このローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰
10. 特定の用具の使用制限
 - a. 『適合ドライバーヘッドリスト・ローカルルールひな型 G-1』を適用する。
 - b. 『溝とパンチマークの仕様・ローカルルールひな型 G-2』を適用する。
 - c. 『適合球リスト・ローカルルールひな型 G-3』を適用する。
 - d. 『動力付き移動機器の使用禁止・ローカルルールひな型 G-6』を適用する。

ただし、ホールとホール間の移動および委員会が認めた場合や、事後承認された場合を除く。
また、キャディーが乗用カートに乗ることは認められる。
 - e. 『壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え・ローカルルールひな型 G-9』を適用する。
 - f. 46 インチを超える長さのクラブの使用（ローカルルールひな型 G-10）を禁止する。
11. 規則 10.3a は次のように修正される：プレーヤーはラウンド中に委員会によって指定された者以外をキャディーとして使ってはならない。

ローカルルールの違反の罰；

 - ・そのプレーヤーはそうしたキャディーに援助してもらった各ホールに対して一般の罰を受ける。
 - ・違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。
12. 規則 5.5b は次のように修正される：2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない：
 - ・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
 - ・終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。
13. 規則 5.2b は次のように修正される：プレーヤーは、その日の自分の最終ラウンドのプレー終了後にそのコースで練習してはならない。ただし、指定練習区域を除く。
14. 危険な状況のためのプレーの中断は、1回の長いサイレンによって伝えられる。その他すべての中断は、短いサイレンの繰り返しによって伝えられる。どちらの場合も、プレーの再開は1回の長いサイレンによって伝えられる。(規則 5.7b 参照。)

15. 人工の表面を持つ道路と白線で結んだ区域は、1つの異常なコース状態として扱われる。
16. 18番ホールの護岸箇所は不可分なものとする
17. プレーのペースについて
- 各ホールのプレーに許される時間の限度を記載した「タイムパー」をスタート時に配布するので、これに遅れないこと。特別な事情もないのにこの時間より遅れた場合（アウトオブポジション）、ストロークに要する許容時間を個別に計測する。
- ※アウトオブポジションに該当しなくとも遅れが生じていると委員会が判断した組に対してはペースの回復を求めることがある。
- ※特定の選手のペースが著しく遅い場合はその組がアウトオブポジションに該当しなくとも、その選手に通知した上でショットに要する時間を計測し、罰則を適用することがある
- (1) アウトオブポジションの定義
- 次の両方に当てはまったとき、その組はアウトオブポジションとなる。
- (a) あるホールのプレーを終えた時点で、スタートからそこまでの実際の所要時間の合計が、「タイムパー」に記載された時間をオーバーした場合。
- (b) 第2組以降の組では、前の組との間隔がスタート時点での間隔時間を超えた場合。
- (2) アウトオブポジションとなった場合の措置
- あるホールを終えてある組が特別な事情がないのにアウトオブポジションとなった場合、競技委員はホールとホールの間でその組全員に、アウトオブポジションとなったこと及び次のホールから各プレーヤーのすべてのストロークに要する時間を計測することを通知する。委員会がその組の各競技者のストロークに要する時間を計測し(3)の許容時間を超えた場合、プレーヤーに(4)の罰則が適用される。
- 例外：特別な事情(ルーリングや紛失球等)があったと委員会が判断した場合、委員会はその組に対して前の組との間隔を縮めるように求める。その結果、合理的時間内に遅れを取り戻すことができれば、各競技者のストロークに要する時間は計測しない。
- (3) ストロークに要する許容時間
- 原則：40秒。
- 例外：パー3ホールにおいて最初にプレーする者、パー4とパー5のホールにおいて第2打地点から最初にプレーする者、パッティンググリーン周辺やパッティンググリーンの上で最初にプレーする者のショットの許容時間は50秒とする。
- 注：ストロークに要する許容時間の計測はその競技者のプレーの順番が回ってきた時に開始する。
- (4) 罰 則
- バッドタイム1回目－警告、バッドタイム2回目－1打の罰、バッドタイム3回目－更に2打の罰、バッドタイム4回目－競技失格
- 注：アウトオブポジションとなった組は、その後で遅れを取り戻しても、そのラウンド中のバッドタイムの回数は持ち越す。

注 意 事 項

1. 練習は指定練習場で行い、打球練習場では備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1箱を限度とする。
2. 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。
3. プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には「KGU細則第44条」に基づいて制裁を受けることがある。また重大な非行があった場合には規則1.2aに基づいて失格とする場合がある。

競技委員長 松尾 好員